

十四日なり、

〔平家物語〕^五物怪の事

源中納言がらいの卿のもとに、めしつかはれける青侍が見たりける夢も、おそろしかりけり、たとへば大内の神祇くはんとおぼしき所に、そぐたいたゞしき上らうの、あまたよりあひ給ひて儀ぢやうのやうなる事の有しに、まつぎなる上らうの、平家のかたう人し給ふとおぼしきを、その中よりしておつ立らる、^略○中 青侍夢の中に、あるらうおうに次第に是をとひ奉る、ばつ座なる上らうの、平家のかたうどし給ふとおぼしきは、いつくしまの大明神、節刀をよりとともに給ふと、おほせらる、は、八幡大菩薩、その後わがまご頼經原にも給と、おほせけるは、かすがの大明神、かう申すおきなば、たけ内の明神とこたへ給ふといふ夢をみて、さめてのち人に是をかたる程に、^略○下

夢告

〔續古事談〕^一王道后宮、一條院ノ御時、大地震ノアリケル日、冷泉院オホセラレケルハ、池ノ中島ニ幄ヲタテヨ、オハシマスベキ事アリト仰セラレケレバ、人心エズ思ナガラ、タテ、御簾カケ筵シキタルニ、午時許リニワタリ給ニケリ、其後未時バカリニ大地震アリテ、ヲソク出ル人ハウチヒシガレケリ、人々此事ヲ問タテマツリケレバ、去夜ノ夢ニ、九條大臣藤原師輔來テ、明日ノ未時ニ地震アルベシ、中島ニオハシマセト、ツゲツルナリトゾ仰セラレケル、聞人涙ヲナガシケリ、彼大臣ノ靈ツキシヒテ、マモリタテマツルナルベシ、

〔小右記〕長徳五年長保元年九月五日甲申、召使重來云、今日可參入者、仰有所勞不可參入之由、今曉夢示、今明不可參内之由、仍稱障由、

寛弘二年正月十四日癸亥、今曉夢想告云、今明不可外行者、仍不參八省障由、令觸外記、

〔續古事談〕^二臣節、^臣ヲノオト、^{大臣}大宮右大臣俊家ノ孫宗忠ノ右大臣、殿上人ノ時、夢ニ六條右大臣房顯汝我が